



2026年7月8日

各 位

会 社 名 株式会社カカコム
代 表 者 名 代表取締役社長 村上 敦浩
(コード番号 2371 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役上級執行役員 CFO 粕谷 進一
(TEL 03-5725-4554)

(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

当社が2026年5月12日付で公表いたしました「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(当社が2026年5月14日付で公表いたしました「(訂正)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正について」、同年7月2日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」(以下、「2026年7月2日付プレスリリース」といいます。))及び同月3日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」により訂正又は変更された事項を含みます。)について、その内容の一部に変更すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

Kamgras 1 株式会社(以下「公開買付者」といいます。))による金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づく要請により当社が公表した2026年7月7日付「Kamgras 1 株式会社による株式会社カカコム(証券コード:2371)の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、公開買付者が2026年5月13日より開始した当社の株券等に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。))に関して、当社が2026年7月2日付で「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」を公表したこと、及び、それに伴って公開買付期間を2026年7月22日まで延長し、合計50営業日とする旨を決定したことに伴い、2026年5月13日付で提出された公開買付届出書(2026年5月19日付、2026年5月27日付、2026年6月4日付、2026年6月17日付及び2026年7月2日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。))及びその添付書類である同日付公開買付開始公告(2026年5月19日付、2026年5月27日付及び2026年6月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項並びに2026年7月2日付の公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。)について、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたことから、これを訂正するため、金融商品取引法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2026年7月7日付で関東財務局長に提出したとのことです。

なお、2026年7月2日付プレスリリースに記載のとおり、当社は、2026年7月1日開催の当社取締役会において、下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねること、及び本新株予約権(下記「2. 買付け等の概要」において定義します。)の所有者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねることを決議しておりますが、当該意見に変更はございません。

変更箇所につきましては下線を付しております。

記

2. 買付け等の概要

(変更前)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年5月13日から2026年7月16日まで(47営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金3,000円 ⑫ 2016年8月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第8回新株予約権」といいます。)(行使期間は2016年9月2日から2046年9月1日まで)1個につき、金1円 ⑬ 2017年7月19日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第10回新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年8月4日から2047年8月3日まで)1個につき、金1円 ⑭ 2018年8月15日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第11回新株予約権」といいます。)(行使期間は2018年9月4日から2048年9月3日まで)1個につき、金1円 ⑮ 2019年7月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第13回新株予約権」といいます。)(行使期間は2019年8月5日から2049年8月4日まで)1個につき、金1円 ⑯ 2020年7月15日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第14回新株予約権」といいます。)(行使期間は2020年8月5日から2050年8月4日まで)1個につき、金1円 ⑰ 2021年7月21日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第15回新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年8月6日から2051年8月4日まで)1個につき、金1円 ⑱ 2021年11月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第16回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年12月4日から2028年12月1日まで)1個につき、金1円 ⑲ 2022年7月20日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第17回新株予約権」といいます。)(行使期間は2022年8月5日から2052年8月2日まで)1個につき、金1円 ⑳ 2023年7月19日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第18回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年8月7日から2053年8月6日まで)1個につき、金1円 ㉑ 2025年5月21日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第19回新株予約権」といいます。)(行使期間は2029年6月1日から2033年9月30日まで)1個につき、金1円 ㉒ 2025年6月18日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第20回新株予約権」といいます。)(行使期間は2027年7月24日から2035年6月17日まで)1個につき、金1円 (上記①から⑱の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)
買付け予定数の下限	34,941,000(株)(注1)
買付け予定数の上限	—(株)

<後略>

(変更後)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年5月13日から2026年7月22日まで(50営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金3,000円 ① 2016年8月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第8回新株予約権」といいます。)(行使期間は2016年9月2日から2046年9月1日まで)1個につき、金1円 ② 2017年7月19日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第10回新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年8月4日から2047年8月3日まで)1個につき、金1円 ③ 2018年8月15日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新

	<p>株予約権（「第 11 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2018 年 9 月 4 日から 2048 年 9 月 3 日まで）1 個につき、金 1 円</p> <p>④ 2019 年 7 月 17 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 13 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2019 年 8 月 5 日から 2049 年 8 月 4 日まで）1 個につき、金 1 円</p> <p>⑤ 2020 年 7 月 15 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 14 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2020 年 8 月 5 日から 2050 年 8 月 4 日まで）1 個につき、金 1 円</p> <p>⑥ 2021 年 7 月 21 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 15 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2021 年 8 月 6 日から 2051 年 8 月 4 日まで）1 個につき、金 1 円</p> <p>⑦ 2021 年 11 月 17 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 16 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2023 年 12 月 4 日から 2028 年 12 月 1 日まで）1 個につき、金 1 円</p> <p>⑧ 2022 年 7 月 20 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 17 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2022 年 8 月 5 日から 2052 年 8 月 2 日まで）1 個につき、金 1 円</p> <p>⑨ 2023 年 7 月 19 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 18 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2023 年 8 月 7 日から 2053 年 8 月 6 日まで）1 個につき、金 1 円</p> <p>⑩ 2025 年 5 月 21 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 19 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2029 年 6 月 1 日から 2033 年 9 月 30 日まで）1 個につき、金 1 円</p> <p>⑪ 2025 年 6 月 18 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 20 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2027 年 7 月 24 日から 2035 年 6 月 17 日まで）1 個につき、金 1 円 （上記①から⑪の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）</p>
買付け予定数の下限	34,941,000（株）（注 1）
買付け予定数の上限	—（株）

<後略>

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

（変更前）

<前略>

（注 1）EQT は、公開買付期間（下記「（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑧他の買付者からの買付機会を確保するための措置」において定義します。以下同じです。）において、本不応募株式に関して、本株式併合（下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）中に、Kamgras Limited を完全親会社とする、日本法に基づく単独又は複数の株式会社を設立し、公開買付期間の末日の翌日以降、当該株式会社が、直接又は間接に、公開買付者親会社の株式の全てを取得する可能性があるとのことです。その場合、当該株式会社は、公開買付者及び公開買付者親会社の完全親会社となるとのことです。

<中略>

その後、公開買付者は 2026 年 5 月 13 日より本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付け開始後における当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026 年 7 月 2 日、公開買付期間を 2026 年 7 月 16 日まで延長し、合計 47 営業日とすることを決定したとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、34,941,000株（所有割合：17.51%）を買付予定数の下限（注6）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方、上記のとおり、公開買付者は、当社株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、当社株式を非公開化することを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（34,941,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

<中略>

なお、当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。当社取締役会的意思決定過程の詳細については、下記「(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなるとのことです。

<中略>

② 本公開買付けの実施後（2026年7月24日（予定））

<後略>

（変更後）

<前略>

（注1）EQTは、公開買付期間（下記「(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑧他の買付者からの買付機会を確保するための措置」において定義します。以下同じです。）中に、Kamgras Limitedを完全親会社とする、日本法に基づく単独又は複数の株式会社を設立し、公開買付期間の末日の翌日以降、当該株式会社が、直接又は間接に、公開買付者親会社の株式の全てを取得する可能性があるとのことです。その場合、当該株式会社は、公開買付者及び公開買付者親会社の完全親会社となるとのことです。

<中略>

その後、公開買付者は2026年5月13日より本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付け開始後における当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026年7月2日、公開買付期間を2026年7月16日まで延長し、合計47営業日とすることを決定したとのことです。

その後、当社が2026年7月2日付「(変更)「Kamgras 1株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」を公表したことから、2026年7月7日、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年7月7日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年7月22日まで延長し、合計50営業日とすることを決定したとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、34,941,000株（所有割合：17.51%）を買付予定数の下限（注6）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方、上記のとおり、公開買付者は、当社株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、当社株式を非公開化することを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（34,941,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

<中略>

なお、当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。また、その後、当社は、2026年7月1日開催の当社取締役会において、下記「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。当社取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 当社における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」をご参照ください。

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなるということです。

<中略>

② 本公開買付けの実施後(2026年7月29日(予定))

<後略>

- ② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
- (ii) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(変更前)

<前略>

これに対して、本コンソーシアムは、2026年5月11日付で、当社及び本特別委員会から、本公開買付価格は、SMBC 日興証券及び山田コンサルが行う株式価値算定の初期的分析を踏まえると、当社の本源的価値に照らして妥当であると評価できる水準であり、かつ、相応のプレミアム水準が付されていることに加え、当該価格は、本5月7日付提案における想定公開買付価格と同額であることから、当社の少数株主の利益に十分に配慮した価格であると考えられるものの、本コンソーシアムより提示された本公開買付契約は、当社による本公開買付けへの賛同の意見表明の撤回又は変更を過度に制約するものではなく、また、公開買付者以外の者(本提案者を含む。)による買取提案を当社が検討することを過度に制限するものではないと判断できる内容とはいえないことから公開買付契約の修正案(以下「本修正案(当社)」といいます)の提示を受けるとともに、本公開買付契約の内容を、本修正案(当社)のとおりとするよう再考することを要請する旨の回答を受領いたしました。

これに対して、本コンソーシアムは同日、本修正案(当社)について真摯に検討を行い、当社及び本特別委員会の本コンソーシアムに対する要請の趣旨を十分に考慮した上で本公開買付契約の再修正案(以下「本再修正案(公開買付者)」を提示いたしました。

これに対して、当社及び本特別委員会は本再修正案(公開買付者)が当社による本公開買付けへの賛同の意見表明の撤回又は変更を過度に制約するものではなく、また、公開買付者以外の者(本提案者を含む。)による買取提案を当社が検討することを過度に制限するものではないと判断するに至り、当社としての最終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で2026年5月12日付の当社取締役会決議を経てなされるという前提の下、本公開買付価格を3,000円とすること及び本再修正案(公開買付者)の内容において本公開買付契約を締結することを受諾する旨の回答を受けました。

以上の交渉を経て、本コンソーシアムは2026年5月12日、公開買付価格を3,000円、本自己株取得価格を2,439円、本新株予約権買付価格を1円とし、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本コンソーシアムは、本取引の完了後には、当社と協働の上、目下当社にて取り組んでいる中期経営計画の達成を全面的にサポートするとともに、以下の内容を含む施策を通じて、更なる当社の企業価値

の最大化を図りたいと考えているとのことです。本コンソーシアムは、EQT のこれまでの投資実績を通じた知見及びグローバルリソースや、DG の決済・マーケティング領域における知見及び同領域以外の知見を有する戦略パートナーとのネットワークを活用し、当社の経営基盤の強化及び地位の安定化を目指すことが可能になると考えているとのことです。具体的には、以下のような施策を考えているとのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

これに対して、本コンソーシアムは、2026年5月11日付で、当社及び本特別委員会から、本公開買付価格は、SMBC 日興証券及び山田コンサルが行う株式価値算定の初期的分析を踏まえると、当社の本源的価値に照らして妥当であると評価できる水準であり、かつ、相応のプレミアム水準が付されていることに加え、当該価格は、本5月7日付提案における想定公開買付価格と同額であることから、当社の少数株主の利益に十分に配慮した価格であると考えられるものの、本コンソーシアムより提示された本公開買付契約は、当社による本公開買付けへの賛同の意見表明の撤回又は変更を過度に制約するものではなく、また、公開買付者以外の者（本提案者を含む。）による買取提案を当社が検討することを過度に制限するものではないと判断できる内容とはいえないことから公開買付契約の修正案（以下「本修正案（当社）」といいます。）の提示を受けるとともに、本公開買付契約の内容を、本修正案（当社）のとおりとするよう再考することを要請する旨の回答を受領したとのことです。

これに対して、本コンソーシアムは同日、本修正案（当社）について真摯に検討を行い、当社及び本特別委員会の本コンソーシアムに対する要請の趣旨を十分に考慮した上で本公開買付契約の再修正案（以下「本再修正案（公開買付者）」といいます。）を提示したとのことです。

これに対して、当社及び本特別委員会は本再修正案（公開買付者）が当社による本公開買付けへの賛同の意見表明の撤回又は変更を過度に制約するものではなく、また、公開買付者以外の者（本提案者を含む。）による買取提案を当社が検討することを過度に制限するものではないと判断するに至り、当社としての最終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で2026年5月12日付の当社取締役会決議を経てなされるという前提の下、本公開買付価格を3,000円とすること及び本再修正案（公開買付者）の内容において本公開買付契約を締結することを受諾する旨の回答を受けたとのことです。

以上の交渉を経て、本コンソーシアムは2026年5月12日、公開買付価格を3,000円、本自己株取得価格を2,439円、本新株予約権買付価格を1円とし、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

その後、公開買付者は2026年5月13日より本公開買付けを開始いたしましたが、本コンソーシアムは、2026年6月9日、当社より、当社が本提案者より、本5月7日付提案の改訂版である提案書（以下「本5月13日付提案」といいます。）の更新版として、公開買付価格を1株あたり3,232円とし、当社の大株主である本不応募株主が所有する当社株式が当社による自己株式の取得の対象とならず、これらを一般株主と同じ公開買付価格で公開買付け又はスクイーズアウトを通じて取得することが見込まれる場合であっても、公開買付価格を1株あたり3,232円から変更しない予定であることをその主な更新内容とし、本提案者取引（下記「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 2026年5月12日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯」で定義します。以下同じです。）の資金的裏付けとして本提案者による資金証明が添付された提案書（以下「本6月3日付提案」といいます。）を受領していることの連絡、並びに、当社の市場株価は本公開買付けの公表以降継続的に同日時点の本公開買付価格である3,000円を上回る価格で推移していること等を踏まえ、本公開買付価格の条件変更等、本公開買付けの成立確度を高める施策を検討しているか否かに関する確認書を受領したとのことです。

その後、同月18日、本コンソーシアムは当社に対して、①本公開買付価格を本提案者により提案されている公開買付価格である3,232円を十分に上回る価格とすること、②仮にKDDIが応じるのであれば本不応募契約（KDDI）に替えて新たに応募契約を締結する方針としたいと考えていること、③②の方針となれば、本公開買付けの成立後に本公開買付けに係る応募株券等の総数がKDDIの所有する当社の株式数（35,016,000株）と本公開買付けの買付予定数の下限（34,941,000株）の合計である69,957,000株に満た

ない場合、改めて当社株式の全て（本不応募株式（DG）及び当社が所有する自己株式を除きます。）並びに本新株予約権の全てを取得することを目的とした公開買付け（以下「本追加公開買付け」といいます。）を実施すること及び④本公開買付け契約の内容をそれらの変更に応じて修正すること（以下①から④をあわせて「本ストラクチャー変更」と総称します。）を主な内容とする提案書（以下「本再提案書（6月18日）」といいます。）を送付したとのことです。また、本コンソーシアムは、同月19日、当社に対して、本ストラクチャー変更に伴う、本公開買付け契約の変更案を送付したとのことです。さらに、同日、本コンソーシアムは当社に対して、本ストラクチャー変更に伴う本公開買付け価格を3,250円とする旨を連絡し、その後、同月22日、本公開買付け価格を3,300円に変更する旨を連絡したとのことです。その後、本コンソーシアムは当社より、同月25日、本コンソーシアムが本公開買付け価格を引き上げることは当社の一般株主にとって利益となるものの、法令上本公開買付けの買付予定数の下限を34,941,000株から引き上げることはできないため、本再提案書（6月18日）において提案されている変更後ストラクチャーでは、仮に本コンソーシアムがKDDIと本ストラクチャー変更について合意した場合、KDDIがその保有する当社株式の全て（35,016,000株）を本公開買付けに応募することにより、本公開買付けにおける買付予定数の下限（34,941,000株）が満たされて本公開買付けが成立し、公開買付け及びDGの保有する当社株式の合計は75,933,700株（保有割合：38.05%）以上となる結果、本提案者を含む当社の非公開化を意図する他の買付け者が当社を非公開化しようとしても、本コンソーシアムの同意がなければ実現不可能な状況になり、他の買付け者による提案が実質的に難しくなり、本提案者によるデュー・ディリジェンスが進行しており、本提案者から本提案者取引に関する法的拘束力のある提案が行われることが合理的に想定される中で、当社及び本特別委員会が本提案者取引が企業価値向上に資するかどうかを引き続き真摯に検討すること、また、当社の一般株主がより良い条件（公開買付け価格を含みます。）での売却の機会を享受する可能性を確保することが重要であると判断した結果、当社及び本特別委員会として、本再提案書（6月18日）について応諾することはできない旨の回答書を受領したとのことです。

その後、本コンソーシアムは、当社より、当社が本提案者から、2026年7月1日付で、当社株式に対する公開買付け（以下「公開買付け（本提案者）」といいます。）及びその後のスクイーズアウト手続を通じた当社株式の非公開化に係る法的拘束力を有する提案書（以下「本7月1日付提案」といいます。）を受領した旨の連絡を受領し、2026年7月1日に、同日付でLINEヤフーが公表した「（経過開示）株式会社カカコム」の資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせの内容を参照する形で当社から本7月1日付提案の内容の共有を受けるとともに（本7月1日付提案の内容については、下記「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iv) 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容」の「ア 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯」に記載のとおりです。）、当社から、同日付で、本公開買付け契約に基づき、本公開買付け価格の変更についての協議の申入れを受けたとのことです。本コンソーシアムとしては、当該協議の申入れを受けて、本公開買付けの成立に向けて本公開買付け価格の変更を含めて当社との間で協議をしていく予定とのことです。現時点で決定している事実はないとのことです。

本コンソーシアムは、本取引の完了後には、当社と協働の上、目下当社にて取り組んでいる中期経営計画の達成を全面的にサポートするとともに、以下の内容を含む施策を通じて、更なる当社の企業価値の最大化を図りたいと考えているとのことです。本コンソーシアムは、EQTのこれまでの投資実績を通じた知見及びグローバルリソースや、DGの決済・マーケティング領域における知見及び同領域以外の知見を有する戦略パートナーとのネットワークを活用し、当社の経営基盤の強化及び地位の安定化を目指すことが可能になると考えているとのことです。具体的には、以下のような施策を考えているとのことです。

<後略>

(iii) 公開買付けによる買付け等の価格の算定の経緯及び基礎

(変更前)

<前略>

イ 買付け等の価格の算定の基礎

(ア) 普通株式

公開買付者は本公開買付価格を決定するに際して、当社が開示している決算短信、有価証券報告書及び決算説明資料等の財務情報、並びに当社に対して 2026 年 2 月下旬から 4 月中旬に実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、本公開買付価格に関する当社との協議・交渉を行い、2026 年 5 月 12 日、本公開買付価格を 3,000 円と決定したとのことです。なお、本公開買付価格は当社が 2026 年 5 月 8 日付で公表した「2026 年 3 月期当社決算短信〔IFRS〕」に記載の 2026 年 3 月期の期末配当 25 円を行うことを前提としているとのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

イ 買付け等の価格の算定の基礎

(ア) 普通株式

公開買付者は本公開買付価格を決定するに際して、当社が開示している決算短信、有価証券報告書及び決算説明資料等の財務情報、並びに当社に対して 2026 年 2 月下旬から 4 月中旬に実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、本公開買付価格に関する当社との協議・交渉を行い、2026 年 5 月 12 日、本公開買付価格を 3,000 円と決定したとのことです。なお、本公開買付価格は当社が 2026 年 3 月期の定時株主総会において決定した、2026 年 3 月期の期末配当 25 円を行うことを前提としているとのことです。

<後略>

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(iv) 2026 年 7 月 1 日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容

(変更前)

ア 2026 年 7 月 1 日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯

当社は、2026 年 5 月 12 日以降、引き続き、本提案者取引についても真摯に検討するとともに、本提案者との間で本提案者取引に係る取引条件について継続的に協議及び交渉を行ってまいりました。

当社は、2026 年 5 月 13 日、本提案者より本 5 月 7 日付提案の改訂版として、本公開買付けと同様、本不応募株主が保有する当社株式について、自己株式取得を併用するストラクチャーを採用することにより、公開買付価格を 1 株あたり 3,232 円とする旨の提案書（以下「本 5 月 13 日付提案」といいます。）を受領いたしました。ただし、本 5 月 13 日付提案の内容は本提案者の法的拘束力を有さない初期的な意向に過ぎず、記載された事項は今後のデュー・ディリジェンス等によりその内容が変更される場合があるとの留保が付されており、また、本 5 月 7 日付提案と同様の前提条件が付されておりました。

<中略>

そして、2026 年 6 月 3 日、当社は本提案者より、本 5 月 13 日付提案の更新版として、公開買付価格を 1 株あたり 3,232 円とし、当社の大株主である本不応募株主が所有する当社株式が当社による自己株式の取得の対象とならず、これらを一般株主と同じ公開買付価格で公開買付け又はスクイーズアウトを通じて取得することが見込まれる場合であっても、公開買付価格を 1 株あたり 3,232 円から変更しない予定であることをその主な更新内容とし、本提案者取引の資金的裏付けとして本提案者による資金証明が添付された提案書（以下「本 6 月 3 日付提案」といいます。）を受領いたしました。なお、本 6 月 3 日付提案は法的拘束力を有さない提案であり、本 6 月 3 日付提案における主要な前提条件等は、本 5 月 7 日付提案及び本 5 月 13 日付提案から変更ありませんでした。

当社は、本提案者の提示する公開買付価格は法的拘束力を有さない初期的なものであり、未だ、本提案者取引が実施される蓋然性が高いとは必ずしも評価できないものの、本 5 月 25 日付回答書及び本 6 月 3 日付提案において提示された本提案者と当社とのシナジーを含む当社の企業価値向上施策について一定の具体性及び実現可能性があると考えたため、2026 年 6 月 5 日付で本提案者それぞれから秘密保持誓約書の差入れを受けた上で、2026 年 6 月 5 日、本提案者に対して当社に対するデュー・ディリジ

エンスの機会を提供するとともに、法的拘束力を有する提案書を当社に提出することを要請いたしました。

また、当社は、2026年6月16日、本提案者に対し、本取引のスケジュール及び主要株主との協議状況、本取引に関して必要になる法令に基づく許認可手続等についての質問書を送付し、同月23日に回答書を受領しております。

<中略>

その後、同月18日、当社は本コンソーシアムより、①本公開買付価格を本提案者により提案されている公開買付価格である3,232円を十分に上回る価格とすること、②仮にKDDIが応じるのであれば本不応募契約(KDDI)に替えて新たに応募契約を締結する方針としたいと考えていること、③②の方針となれば、本公開買付けの成立後に本公開買付けに係る応募株券等の総数がKDDIの所有する当社の株式数(35,016,000株)と本公開買付けの買付予定数の下限(34,941,000株)の合計である69,957,000株に満たない場合、改めて当社株式の全て(本不応募株式(DG)及び当社が所有する自己株式を除きます。)並びに対象新株予約権の全てを取得することを目的とした公開買付け(以下「本追加公開買付け」といいます。)を実施すること及び④本公開買付契約の内容をそれらの変更に応じて修正すること(以下①から④をあわせて「本ストラクチャー変更」と総称します。)を主な内容とする提案書(以下「本再提案書(6月18日)」)と申す旨を受領いたしました。また、当社は、同月19日、本コンソーシアムより、本ストラクチャー変更に伴う、本公開買付契約の変更案を受領いたしました。さらに、同日、本コンソーシアムより、本ストラクチャー変更に伴う本公開買付価格は3,250円とするとの連絡を受領し、その後、同月22日、本公開買付価格3,300円に変更するとの連絡を受領いたしました。

<中略>

その後、当社は、本提案者から、2026年7月1日付で、当社株式に対する公開買付け(以下「公開買付け(本提案者)」と申す旨)及びその後のスクイーズアウト手続を通じた当社株式の非公開化に係る法的拘束力を有する提案書(以下「本7月1日付提案」と申す旨) (注1)を受領いたしました。本7月1日付提案においては、1株当たり公開買付価格(以下「公開買付価格(本提案者)」)と申す旨)は3,384円とされており、本新株予約権買付価格はいずれも1円とされています(注2)。なお、KDDIと本提案者との間で、当社によるKDDIが所有する当社株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすること等を内容とする不応募契約を締結することができた場合には、公開買付価格(本提案者)を3,500円に変更するとのことです。また、ベインキャピタルにその持分の全てを保有・運営されており、当社に投資することを主たる目的として2026年6月1日にケイマン諸島法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップ(以下「本SPV」と申す旨)は、当社の主要株主であるOasis Management Company Ltd.並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティ(以下総称して「Oasis」と申す旨)との間で、2026年7月1日付で、公開買付け(本提案者)が開始された場合、Oasisが所有する当社株式のうち38,200,548株(以下「応募合意株式(Oasis)」)と申す旨)を公開買付け(本提案者)に応募することを内容とする応募契約(以下「応募契約(Oasis)」)と申す旨)を締結したとのことです(注3)。本7月1日付提案によれば、本提案者は2026年7月下旬までに公開買付け(本提案者)の開始予定に関する公表を行い、その後2026年9月上旬頃に公開買付けを開始することを想定しているとのことです。今後変更される可能性があるとのことです(注4)。なお、公開買付け(本提案者)の開始には複数の前提条件(注5)が設けられております。

<中略>

(注3) 公開買付け(本提案者)に係る公開買付期間(以下「公開買付期間(本提案者)」)と申す旨)の末日の前営業日までに、第三者により、公開買付価格(本提案者)を1%以上上回る金額に相当する公開買付価格により、当社株式の全部の取得を目的とする公開買付け(以下「対抗公開買付け」と申す旨)が開始され(既に継続中の公開買付けにおいて公開買付価格が引き上げられた場合を含む)、又は、Oasisが、第三者から、本公開買付価格を1%以上上回る金額に相当する価格により、応募合意株式(Oasis)の全部を取得する旨の真摯かつ具体的な提案(以下「対抗提案」と申す旨)を受け、かつ、Oasisが、本SPVに対して、公開買付価格(本提案者)を、当該対抗公開買付けに係る買付価格又は当該対抗提案に係る価格(以下「対抗価格」と申す旨)以上の金額に変更することを申し入れた場合であって、当該申

し入れの日から起算して5営業日を経過する日、又は公開買付期間（本提案者）の末日の2営業日前の日のうちいずれか早い方の日（但し、当該申し入れの日が公開買付期間（本提案者）の末日の2営業日前の日より後である場合には、公開買付期間（本提案者）の末日）までに、公開買付価格（本提案者）が対抗価格以上の金額に変更されない場合、Oasisは、応募契約（Oasis）に定める自らの義務に違反がない場合に限り、応募義務を負わないとされているとのことです。

<中略>

(注5) 本7月1日付提案において、本提案者らによる公開買付け開始の前提条件として、①本公開買付けに対して、当社が賛同意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社における取締役会決議が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、②当社の非公開化取引を検討するために当社が設置した特別委員会において、当社が本公開買付けに賛同意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議を実施することについて相当である旨の答申が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、③金融商品取引法第27条の11第1項但書に定める当社又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の本公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと、④本取引を実施するに当たって各国の競争法を含む法令等に基づき必要となる許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続の取得が完了し、又はその完了が合理的に見込まれていること、⑤当社に係る業務等に関する重要事実（金融商品取引法第166条第2項に定めるものをいいます。）で当社が公表（同条第4項に定める意味を有します。）していないものが存在しないこと、⑥本取引を実施するに当たって必要となるペインキャピタルの投資委員会による最終承認及びLINEヤフーの取締役会決議が完了することが記載されております。なお、上記⑥に関して、本提案者は、本7月1日付提案の提出にあたり、それぞれ、ペインキャピタルの投資委員会による承認及びLINEヤフーの取締役会における決議を得ているとのことですが、公開買付け（本提案者）の実施そのものについては、公開買付け（本提案者）の詳細含め諸条件を具体的に固めた上であらためて承認・決議する必要がある、かかる手続上の要請により、前提条件としているとのことです。

<中略>

イ 2026年7月1日開催の当社取締役会における判断内容

<中略>

なお、当社は、2026年7月1付で、本公開買付契約に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れており、本取引と本提案者取引は両立し得ないことから、いずれの取引がより当社の企業価値向上及び株主共同の利益に資するものであるか等について、慎重に検討を行っていく予定です。

(変更後)

ア 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯

当社は、2026年5月12日以降、引き続き、本提案者取引についても真摯に検討するとともに、本提案者との間で本提案者取引に係る取引条件について継続的に協議及び交渉を行ってまいりました。

当社は、2026年5月13日、本提案者より本5月7日付提案の改訂版として、本公開買付けと同様、本不応募株主が保有する当社株式について、自己株式取得を併用するストラクチャーを採用することにより、公開買付価格を1株あたり3,232円とする旨の本5月13日付提案を受領いたしました。ただし、本5月13日付提案の内容は本提案者の法的拘束力を有さない初期的な意向に過ぎず、記載された事項は今後のデュー・ディリジェンス等によりその内容が変更される場合があるとの留保が付されており、また、本5月7日付提案と同様の前提条件が付されておりました。

<中略>

そして、2026年6月3日、当社は本提案者より、本5月13日付提案の更新版として、公開買付価格を1株あたり3,232円とし、当社の大株主である本不応募株主が所有する当社株式が当社による自己株式の取得の対象とならず、これらを一般株主と同じ公開買付価格で公開買付け又はスクイーズアウトを通じて取得することが見込まれる場合であっても、公開買付価格を1株あたり3,232円から変更しない予定であることをその主な更新内容とし、本提案者取引の資金的裏付けとして本提案者による資金証明が添付された本6月3日付提案を受領いたしました。なお、本6月3日付提案は法的拘束力を有さない提案であり、本6月3日付提案における主要な前提条件等は、本5月7日付提案及び本5月13日付提案から変更ありませんでした。

当社は、本提案者の提示する公開買付価格は法的拘束力を有さない初期的なものであり、未だ、本提案者取引が実施される蓋然性が高いとは必ずしも評価できないものの、本5月25日付回答書及び本6月3日付提案において提示された本提案者と当社とのシナジーを含む当社の企業価値向上施策について一定の具体性及び実現可能性があると考えたため、2026年6月5日付で本提案者それぞれから秘密保持誓約書の差入れを受けた上で、2026年6月5日、本提案者に対して当社に対するデュー・ディリジェンスの機会を提供するとともに、法的拘束力を有する提案書を当社に提出することを要請いたしました。

また、当社は、2026年6月16日、本提案者に対し、本提案者取引のスケジュール及び主要株主との協議状況、本提案者取引に関して必要になる法令に基づく許認可手続等についての質問書を送付し、同月23日に回答書を受領しております。

<中略>

その後、同月18日、当社は本コンソーシアムより、①本公開買付価格を本提案者により提案されている公開買付価格である3,232円を十分に上回る価格とすること、②仮にKDDIが応じるのであれば本不応募契約(KDDI)に替えて新たに応募契約を締結する方針としたいと考えていること、③②の方針となれば、本公開買付けの成立後に本公開買付けに係る応募株券等の総数がKDDIの所有する当社の株式数(35,016,000株)と本公開買付けの買付予定数の下限(34,941,000株)の合計である69,957,000株に満たない場合、改めて当社株式の全て(本不応募株式(DG)及び当社が所有する自己株式を除きます。)並びに本新株予約権の全てを取得することを目的とした公開買付けを実施すること及び④本公開買付契約の内容をそれらの変更に応じて修正することを主な内容とする本再提案書(6月18日)を受領いたしました。また、当社は、同月19日、本コンソーシアムより、本ストラクチャー変更に伴う、本公開買付契約の変更案を受領いたしました。さらに、同日、本コンソーシアムより、本ストラクチャー変更に伴う本公開買付価格は3,250円とするとの連絡を受領し、その後、同月22日、本公開買付価格3,300円に変更するとの連絡を受領いたしました。

<中略>

その後、当社は、本提案者から、2026年7月1日付で、本7月1日付提案(注1)を受領いたしました。本7月1日付提案においては、1株当たり公開買付価格(以下「公開買付価格(本提案者)」といいます。)は3,384円とされており、本新株予約権買付価格はいずれも1円とされております(注2)。なお、KDDIと本提案者との間で、当社によるKDDIが所有する当社株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすること等を内容とする不応募契約を締結することができた場合には、公開買付価格(本提案者)を3,500円に変更するとのことです。また、ベインキャピタルにその持分の全てを保有・運営されており、当社に投資することを主たる目的として2026年6月1日にケイマン諸島法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップ(以下「本SPV」といいます。)は、当社の主要株主であるOasis Management Company Ltd.並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティ(以下総称して「Oasis」といいます。)との間で、2026年7月1日付で、公開買付け(本提案者)が開始された場合、Oasisが所有する当社株式のうち38,200,548株(以下「応募合意株式(Oasis)」といいます。)を公開買付け(本提案者)に応募することを内容とする応募契約(以下「応募契約(Oasis)」といいます。)を締結したとのことです(注3)。本7月1日付提案によれば、本提案者は2026年7月下旬までに公開買付け(本提案者)の開始予定に関する公表を行い、その後2026年9月上旬頃に公開買付け(本提案者)を開始することを想定しているとのことですが、今後変更される可能性があるとのことです(注4)。なお、公開買付け(本提案者)の開始には複数の前提条件(注5)が設けられております。

<中略>

(注3) 公開買付け(本提案者)に係る公開買付期間(以下「公開買付期間(本提案者)」といいます。)の末日の前営業日までに、第三者により、公開買付価格(本提案者)を1%以上上回る金額に相当する公開買付価格により、当社株式の全部の取得を目的とする公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)が開始され(既に継続中の公開買付けにおいて公開買付価格が引き上げられた場合を含む。)、又は、Oasisが、第三者から、公開買付価格(本提案者)を1%以上上回る金額に相当する価格により、応募合意株式(Oasis)の全部を取得する旨の真摯かつ具体的な提案(以下「対抗提案」という。)を受け、かつ、Oasisが、本SPVに対して、公開買付価格(本提案者)を、当該対抗公開買付けに係る買付価格又は当該対抗提案に係る価格(以下「対抗価格」という。)以上の金額に変更することを申し入れた場合であって、当該申し入れの日から起算して5営業日を経過する日、又は公開買付期間(本提案者)の末日の2営業日前の日のうちいずれか早い方の日(但し、当該申し入れの日が公開買付期間(本提案者)の末日の2営業日前の日より後である場合には、公開買付期間(本提案者)の末日)までに、公開買付価格(本提案者)が対抗価格以上の金額に変更されない場合、Oasisは、応募契約(Oasis)に定める自らの義務に違反がない場合に限り、応募義務を負わないとされているとのことです。

<中略>

(注5) 本7月1日付提案において、本提案者らによる公開買付け開始の前提条件として、①公開買付け(本提案者)に対して、当社が賛同意見を表明し、当社の株主に対して公開買付け(本提案者)への応募を推奨する旨の当社における取締役会決議が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、②当社の非公開化取引を検討するために当社が設置した特別委員会において、当社が公開買付け(本提案者)に賛同意見を表明し、当社の株主に対して公開買付け(本提案者)への応募を推奨する旨の取締役会決議を実施することについて相当である旨の答申が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、③金融商品取引法第27条の11第1項但書に定める当社又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の公開買付け(本提案者)の目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと、④本提案者取引を実施するに当たって各国の競争法を含む法令等に基づき必要となる許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続の取得が完了し、又はその完了が合理的に見込まれていること、⑤当社に係る業務等に関する重要事実(金融商品取引法第166条第2項に定めるものをいいます。)で当社が公表(同条第4項に定める意味を有します。)していないものが存在しないこと、⑥本提案者取引を実施するに当たって必要となるペインキャピタルの投資委員会による最終承認及びLINEヤフーの取締役会決議が完了することが記載されております。なお、上記⑥に関して、本提案者は、本7月1日付提案の提出にあたり、それぞれ、ペインキャピタルの投資委員会による承認及びLINEヤフーの取締役会における決議を得ているとのことですが、公開買付け(本提案者)の実施そのものについては、公開買付け(本提案者)の詳細含め諸条件を具体的に固めた上であらためて承認・決議する必要がある、かかる手続上の要請により、前提条件としているとのことです。

<中略>

イ 2026年7月1日開催の当社取締役会における判断内容

<中略>

なお、当社は、2026年7月1日付で、本公開買付契約に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れており、本取引と本提案者取引は両立し得ないことから、いずれの取引がより当社の企業価値向上及び株主共同の利益に資するものであるか等について、慎重に検討を行っていく予定です。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(変更前)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、47 営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、50 営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

以上